

(証券コード 5946)
2021年3月4日

株 主 各 位

山口県下関市長府扇町2番1号
株式会社 長 府 製 作 所
代表取締役社長 種 田 清 隆

第67回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申しあげます。

さて、当社第67回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申しあげます。

株主の皆様におかれましては、新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、本株主総会につきましては、極力、書面またはインターネットにより事前の議決権行使をいただき、株主様の健康状態にかかわらず、株主総会当日のご来場をお控えいただくようお願い申しあげます。

お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、2021年3月25日（木曜日）午後6時までに議決権をご行使していただきますようお願い申しあげます。

敬 具

記

1. 日 時 2021年3月26日（金曜日）午前10時
2. 場 所 山口県下関市長府扇町2番1号 当会社
(末尾記載のご案内図をご参照ください。)

3. 目的事項

報 告 事 項

1. 第67期（2020年1月1日から2020年12月31日まで）
事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人および監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第67期（2020年1月1日から2020年12月31日まで）
計算書類報告の件

決 議 事 項

第1号議案 剰余金の処分の件

第2号議案 取締役（監査等委員であるものを除く）9名選任の件

招集ご通知

事業報告

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

4. 議決権行使についてのご案内

(1) 書面（郵送）による議決権の行使について

同封の議決権行使書用紙に賛否をご記入のうえ、2021年3月25日（木曜日）午後6時までに到着するようご返送ください。

(2) インターネットによる議決権の行使について

3ページに記載の「インターネットによる議決権行使のご案内」をご参照のうえ、2021年3月25日（木曜日）午後6時までにインターネットにより議決権をご行使ください。

(3) 議決権の重複行使について

書面（郵送）とインターネットにより重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権の行使を有効とさせていただきます。また、インターネットにより複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後の議決権行使を有効とさせていただきます。パソコン、スマートフォンまたは携帯電話で重複して議決権を行使された場合も、最後の議決権行使を有効とさせていただきます。

以 上

-
- 当日ご出席の場合は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
 - 株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類について、修正事項が生じた場合はインターネット上の当社ウェブサイト（<https://www.chofu.co.jp/>）において、修正後の事項を掲載させていただきます。

<新型コロナウイルス感染症拡大防止への対応について>

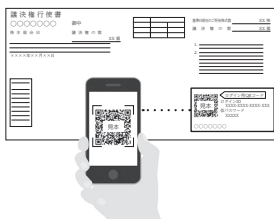
- ・マスクの持参、着用およびアルコール消毒液のご使用にご協力ください。
- ・会場入口付近での検温にご協力ください。発熱があると認められる方や体調不良と思われる方は、ご入場をお控えいただく場合がございます。
- ・株主総会の運営スタッフは、検温を含め、体調を確認のうえマスク着用で対応させていただきます。
- ・株主総会にご出席の株主様へのお土産はとりやめさせていただきます。何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。
- ・今後の状況により、株主総会の運営に大きな変更が生ずる場合は、当社ウェブサイト（<https://www.chofu.co.jp/>）にてお知らせいたします。

インターネットによる議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法

議決権行使書用紙に記載のログインID、仮パスワードを入力することなく、議決権行使サイトにログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

QRコードを用いたログインは1回に限り可能です。

再行する場合、もしくはQRコードを用いずに議決権を行使する場合は、右の「ログインID・仮パスワードを入力する方法」をご確認ください。

インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォン、携帯電話の操作方法などがご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

ログインID・仮パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト <https://evote.tr.mufig.jp/>

- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。

- 2 議決権行使書用紙に記載された「ログインID・仮パスワード」を入力しクリックしてください。

- 3 新しいパスワードを登録する。

- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 ヘルプデスク
0120-173-027
(通話料無料/受付時間 午前9時～午後9時)

(添付書類)

事業報告

(2020年1月1日から
2020年12月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及び成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症の世界的流行の影響によって多くの企業で厳しい状況が続きました。各種政策により一部で持ち直しの動きがみられたものの、感染再拡大により依然として先行き不透明な状況で推移しております。

当社グループの商品需要とも関係の深い建築業界におきましては、2019年10月の消費税率引き上げ後の反動の影響に加え、新型コロナウイルス感染症の影響もあり、新設住宅着工戸数は減少が続いております。

このような状況の中、当社グループにおきましては、お客様と従業員の感染防止に努め、営業活動が制限される中でも、住宅設備機器総合メーカーとして脱炭素社会の実現を目指し、再生可能エネルギー利用製品や、省エネ・高効率化製品の普及拡大に取り組んでまいりました。

研究開発部門では、住宅設備機器とI o Tの融合を推し進め、スマートフォン等の機器で遠隔操作できたり、離れて暮らす家族が使用する機器の利用状況を確認したりすることも可能にする「おうち快適アプリ」の対応機器を増やすなど、高付加価値に加えて利便性や操作性にも注力した製品の研究開発を行ってまいりました。

一方、生産・購買部門におきましては、作業工程等の見直しを行い、部材調達効率化を図ってコストダウンの徹底に努めるなど、グループを挙げて品質と生産性の向上、原価低減に積極的に取り組んでまいりました。

売上高を製品別に見ますと、給湯機器につきましては、エコキュートが売上を牽引し全体で190億80百万円(前年同期比2.1%増)となりました。空調機器につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響により厳しい状況の中、輸出は売上を伸ばしたものの、全体で180億16百万円(同6.5%減)となりました。システム機器につきましては、システムバスの販売が振るわず、全体で16億27百万円(同10.9%減)となりました。ソーラー機器・その他につきましては、エコワイターやその他関連部品の売上

が減少し、全体で27億15百万円（同8.2%減）となりました。エンジニアリング部門につきましては、20億77百万円（同16.3%減）となりました。

この結果、当連結会計年度の売上高は435億15百万円（同3.8%減）となりました。利益面につきましては、グループを挙げてのコスト低減に取り組みましたが、売上高の減少を補うことができず、営業利益は22億96百万円（同2.1%減）、経常利益は38億30百万円（同1.9%減）となりました。親会社株主に帰属する当期純利益につきましては、前年同期と比較して投資有価証券評価損が減少したことにより26億7百万円（同41.9%増）となりました。

(2) 資金調達等についての状況

① 資金調達

当連結会計年度における増資あるいは社債発行による資金調達は行っておりません。

② 設備投資

当連結会計年度に実施いたしました設備投資の総額は、9億15百万円であります。このうち主なものは、新製品金型代2億6百万円、空調・給湯・換気システム試験室91百万円などであります。

(3) 直前三事業年度の財産及び損益の状況

① 企業集団の財産及び損益の状況

区 分	第64期 (2017年12月期)	第65期 (2018年12月期)	第66期 (2019年12月期)	第67期 (当連結会計年度) (2020年12月期)
売上高 (百万円)	42,057	45,725	45,228	43,515
親会社株主に帰属する 当期純利益 (百万円)	2,589	2,670	1,836	2,607
1株当たり当期純利益 (円)	74円55銭	76円86銭	52円88銭	75円05銭
総資産 (百万円)	136,006	134,673	135,354	135,772
純資産 (百万円)	124,153	124,164	124,916	126,234
1株当たり純資産額 (円)	3,573円80銭	3,574円14銭	3,595円81銭	3,633円75銭

② 当社の財産及び損益の状況

区 分	第64期 (2017年12月期)	第65期 (2018年12月期)	第66期 (2019年12月期)	第67期 (当期) (2020年12月期)
売上高 (百万円)	32,953	34,174	34,206	33,528
当期純利益 (百万円)	2,603	2,454	1,813	2,532
1株当たり当期純利益 (円)	74円95銭	70円64銭	52円20銭	72円91銭
総資産 (百万円)	130,056	128,085	128,761	129,798
純資産 (百万円)	122,253	121,507	122,086	123,214
1株当たり純資産額 (円)	3,519円11銭	3,497円66銭	3,514円35銭	3,546円82銭

(4) 対処すべき課題

今後のわが国経済は、新型コロナウイルス感染症の再拡大や感染者数が急増する地域において再び緊急事態宣言が発出されたことによる経済活動等への影響には不確定要素も多いため、先行きが見通しづらい状況が続くと思われます。

また、当社グループの商品需要とも関係の深い建築業界におきましては、新型コロナウイルス感染症の影響による消費マインドの低下や人口減少に伴う新設住宅着工戸数の減少等、住宅環境を取り巻く環境は依然として厳しい状況が続くと予想されます。

このような経営環境のなか当社グループでは、新型コロナウイルス感染症の収束が見えない状況下で、生き残り更なる発展を遂げるために新しい生活様式へ対応したビジネス環境の大きな変革が求められております。営業部門におきましては、営業活動が制限される難しい状況であります。新規販路の開拓に努め、省エネ・高効率の各給湯器の更なるシェアアップを追求してまいります。この他、海外での販売につきましては、新規取引先の開拓や販路拡充に注力してまいります。開発部門におきましては、高付加価値で脱炭素社会の実現に向けた製品の開発に努めてまいります。生産・購買部門におきましては、品質向上と設備投資に注力し、継続して原価低減、生産性の向上に取り組み、グループをあげて経営全般の合理化と業績の向上に努力する所存であります。

株主の皆様におかれましては、何卒今後共一層のご支援とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

(5) 主要な事業内容（2020年12月31日現在）

部 門	主 要 製 品
給 湯 機 器	石油給湯器、石油風呂釜、ガス給湯器、ガス風呂釜、電気温水器、エコキュート
空 調 機 器	ルームエアコン、FF式温風暖房機、温風暖房システム、石油ストーブ
シ ス テ ム 機 器	システムバス、人工大理石浴槽、システムキッチン
ソ ー ラ ー 機 器	太陽熱温水器、ソーラー床下換気扇
エンジニアリング部門	エンジニアリング、メンテナンス
そ の 他	熱機器及び付属品他

(6) 主要な営業所及び工場（2020年12月31日現在）

① 当 社

工 場：本社工場（山口県下関市）、宇都宮、滋賀

支 店：東京、大阪、福岡

営 業 所：盛岡、仙台、大宮、横浜、千葉、名古屋、金沢、松本、岡山、広島、
香川、沖縄

② 子会社

・サンポット株式会社

本 社：岩手県花巻市

工 場：花巻、札幌

支 店：札幌

営 業 所：釧路、帯広、旭川、函館、仙台、青森、秋田、岩手、郡山、首都圏（埼玉
県新座市）、信越（長野市）、富山、大阪

・サンポットエンジニアリング株式会社

本 社：北海道札幌市

・株式会社大阪テクノクラート

本 社：大阪府堺市

営 業 所：東京、札幌

・株式会社インサイトエナジー

本 社：大阪府堺市

営 業 所：東京、札幌

(7) 使用人の状況 (2020年12月31日現在)

① 企業集団の使用人の状況

使用人数 1,229 (251) 名

(注) 1. 使用人数は、当社及び連結子会社の就業人員であります。

2. パート及び嘱託社員は () 内に年間の平均人員を外数で記載しております。

② 当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
973 (159) 名	△6名	40.2歳	18.9年

(注) パート及び嘱託社員は () 内に年間の平均人員を外数で記載しております。

(8) 重要な子会社の状況 (2020年12月31日現在)

名称	資本金	議決権比率	主要な事業内容
サンポット株式会社	962百万円	100%	暖房機の製造、販売
サンポットエンジニアリング株式会社	16百万円	100%	サンポット製全製品・システムのメンテナンス
株式会社大阪テクノクラート	40百万円	100%	熱エネルギー供給システムの設計・施工
株式会社インサイトエナジー	10百万円	100%	熱エネルギー供給システムのメンテナンス

(9) 主要な借入先及び借入額 (2020年12月31日現在)

借入先	借入額
株式会社 山口銀行	100百万円
株式会社 三井住友銀行	90百万円

2. 株式に関する事項（2020年12月31日現在）

- (1) 発行可能株式総数 77,750,000株
- (2) 発行済株式の総数 35,980,500株（うち自己株式1,241,138株）
- (3) 当事業年度末の株主数 7,431名
- (4) 大株主（上位10名）

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
JP MORGAN CHASE BANK 380055	5,105,285株	14.69%
長府物産株式会社	4,313,138	12.41
株式会社長府精機	4,097,549	11.79
株式会社長府共済会	3,174,270	9.13
株式会社西日本シティ銀行	1,734,800	4.99
株式会社山口銀行	1,723,800	4.96
株式会社ノーリツ	1,079,400	3.10
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	847,300	2.43
株式会社日本カストディ銀行（信託口）	751,300	2.16
明治安田生命保険相互会社	722,693	2.08

（注） 1. 当社は、自己株式を1,241,138株保有していますが、上記大株主から除外しております。

2. 持株比率は自己株式を控除して算出しております。

3. 新株予約権等に関する事項（2020年12月31日現在）

該当事項はありません。

4. 会社役員の状況

(1) 取締役の状況（2020年12月31日現在）

地 位	氏 名	担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況
代 表 取 締 役 会 長	川 上 康 男	
代 表 取 締 役 社 長	種 田 清 隆	
常 務 取 締 役	中 村 修 一	
取 締 役	和 田 健	営業部長
取 締 役	江 川 芳 明	製造本部長
取 締 役	林 徹 郎	東京支店長
取 締 役	川 上 康 弘	滋賀工場長
取 締 役	橋 本 和 洋	顧問
取 締 役 (常勤監査等委員)	大 枝 明	
取 締 役 (監査等委員)	山 元 浩	弁護士（山元浩法律事務所所長）
取 締 役 (監査等委員)	吉 村 猛	(株)山口フィナンシャルグループ 代表取締役会長 グループCEO (株)山口銀行 代表取締役会長

- (注) 1. 取締役（監査等委員）山元 浩氏及び吉村 猛氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。なお、取締役（監査等委員）山元 浩氏及び吉村 猛氏は、金融商品取引所の定めに基づく独立役員であります。
2. 取締役（監査等委員）山元 浩氏は、弁護士としての業務経験が豊富であり、企業法務に関する相当程度の知見を有するものであります。
3. 取締役（監査等委員）吉村 猛氏は、金融機関での業務経験が豊富であり、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
4. 情報収集その他監査の実効性を高め、監査・監督機能を強化するために常勤の監査等委員を選定しております。

(2) 取締役の報酬等の総額

区 分	人 数	報酬等の総額	摘 要
取 締 役 (監査等委員を除く)	8人	92百万円	
取 締 役 (監 査 等 委 員)	3	11	うち、社外取締役2名6百万円
計	11	103	

(注) 1. 取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。

2. 取締役の報酬限度額は、2016年3月25日開催の第62回定時株主総会において、取締役（監査等委員を除く）について年額1億5,000万円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）、取締役（監査等委員）について月額200万円以内と決議いただいております。

(3) 社外役員に関する事項

① 他の法人等の業務執行取締役等および他の法人等の社外役員等との兼職状況

区 分	氏 名	重 要 な 兼 職 の 状 況
取 締 役 (監 査 等 委 員)	山 元 浩	山元浩法律事務所所長
取 締 役 (監 査 等 委 員)	吉 村 猛	(株)山口フィナンシャルグループ 代表取締役会長 グループCEO (株)山口銀行 代表取締役会長

(注) 当社の社外役員が業務執行取締役等を兼職する当該他の法人等との関係は次のとおりであります。

1. 当社は、山元浩法律事務所との間には特別な関係はありません。
2. 当社は、(株)山口フィナンシャルグループとの間には特別な関係はありません。
3. 当社は、(株)山口銀行との間に資金の預け入れ及び借入れ等の取引関係があります。

② 当事業年度における主な活動状況

区 分	氏 名	主 な 活 動 状 況
取締役 (監査等委員)	山 元 浩	当事業年度開催の取締役会12回のうち10回に出席。監査等委員会10回のうち8回に出席。必要に応じ、主に弁護士として専門的見地から、当社のコンプライアンス体制の構築・維持についての発言を行っております。
取締役 (監査等委員)	吉 村 猛	当事業年度開催の取締役会12回のすべてに出席。監査等委員会10回のすべてに出席。監査の方法その他の監査等委員の職務の執行に関する事項についての発言を行っております。

5. 会計監査人に関する事項

(1) 名称

仰星監査法人

(2) 報酬等の額

	報 酬 等 の 額
① 報酬等の額	26百万円
② 当社及び当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	33百万円

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務執行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

(3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められた場合は、検討のうえ、監査等委員全員の同意により会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

また、監査等委員会は会計監査人の職務の執行に支障がある場合、その他必要があると判断した場合には、会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

6. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

【1】業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

(1) 取締役の職務の執行にかかる情報の保存および管理に関する体制

取締役の職務の執行に係る情報については、保存すべき情報の内容に応じて、検索性の高い状態で保存・管理するための手順を、文書管理規程に定める。

(2) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① 当社は、当社の業務執行に係るリスクとして、会社の存続にかかわる重大な事案の発生等によるリスクを認識し、その把握と管理、個々のリスクについての体制を整備する。
- ② 各事業部門は、それぞれの部門に関するリスクの管理を行う。不測の事態が発生した場合には、社長を本部長とする対策本部を設置し、迅速な対応を行い、損害の拡大を防止し、これを最小限に止める体制を整備する。

(3) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制の基礎として、取締役会を定時に開催するほか、必要に応じて適宜随時に開催するものとし、当社の経営方針及び経営戦略に関わる事項など一切の事項について、審議を経て執行決定を行うものとする。
- ② 取締役会の決定に基づく業務執行については、取締役会規程および職務分掌規程にもとづいて行う。

(4) 取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

- ① 取締役会において、社員等（取締役および使用人をいう。以下同じ。）の職務の執行が法令および定款に適合し、かつ社員等が当社の社会的責任および企業倫理を果たすように行動するため、長府製作所行動基準としてコンプライアンス規程を定める。
- ② 長府製作所行動基準の履行状況を確認するため、総務担当役員は、コンプライアンス体制の構築および運用を行う。また、内部通報の受付窓口を総務部に設置し、不正行為等の早期発見、是正に努める。
- ③ 市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会勢力および団体とは一切の関係を持たず、介入が疑われる場合は直ちに取締役会に報告し、会社全体の問題として方針を定め、不当な利益を付与することがないよう毅然とした態度で対応する。

(5) 会社ならびにその親会社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

総務部は、企業集団全体のコンプライアンス体制の構築に努め、適切に運用する。

(6) 監査等委員会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

当社は、監査等委員会がその職務を補助すべき使用人をおくことを求めた場合、必要に応じ人員を配置することができる。

(7) 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項

前号により監査等委員会の職務を補助すべき者として配置された使用人の人事異動、人事評価および懲戒に関しては、監査等委員会の事前の同意を得るものとする。

(8) **取締役および使用人が監査等委員会に報告をするための体制その他の監査等委員会への報告に関する体制**

社員等は、当社の業務または業績に影響を与える重要な事項について、監査等委員会にその都度報告する。

(9) **その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制**

監査等委員は取締役会に出席し、適宜取締役と意見交換し、適切な意思疎通及び効果的な監査業務の遂行を行う。

【2】業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は以下のとおりであります。

(1) **取締役の職務執行**

取締役会規程や社内規程を制定し、取締役が法令および定款に則って行動するように徹底しております。当事業年度におきましては、取締役会を12回開催しております。

(2) **監査等委員の職務執行**

監査等委員は、監査等委員会において定めた監査計画に基づき監査を実施するとともに、取締役会その他重要な会議に出席する他、代表取締役、会計監査人ならびに内部監査室との間で必要に応じて情報交換を行うことで、取締役の職務執行の監査、内部統制の整備ならびに運用状況を確認しております。

(3) **内部監査の実施**

内部統制基本計画に基づき、当社の業務が、法令や企業理念、社内規程等に従って適正かつ効率的に遂行されているかについて評価・検証するため、内部監査室が監査等委員、会計監査人と連携をとりながら、内部監査を実施しております。

(4) **財務報告に係る内部統制**

内部統制基本方針に基づき、内部統制の評価を実施しております。

連結貸借対照表

(2020年12月31日現在)

(単位：百万円)

招集通知

事業報告

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

資 産 の 部		負 債 の 部	
流 動 資 産	25,578	流 動 負 債	7,922
現金及び預金	4,271	支払手形及び買掛金	4,191
受取手形及び売掛金	9,060	短期借入金	160
有価証券	5,444	未払法人税等	671
商品及び製品	4,433	賞与引当金	221
仕掛品	533	製品補償損失引当金	76
原材料及び貯蔵品	1,340	未払金	778
その他	504	未払費用	85
貸倒引当金	△8	預り金	1,076
固 定 資 産	110,194	そ の 他	661
有形固定資産	23,346	固 定 負 債	1,615
建物及び構築物	6,395	長期借入金	30
機械装置及び運搬具	2,164	繰延税金負債	233
土地	14,499	退職給付に係る負債	898
建設仮勘定	55	そ の 他	454
その他	231	負 債 合 計	9,538
無形固定資産	175	純 資 産 の 部	
投資その他の資産	86,671	株 主 資 本	123,922
投資有価証券	85,776	資 本 金	7,000
長期貸付金	314	資 本 剰 余 金	3,568
繰延税金資産	195	利 益 剰 余 金	115,962
その他	384	自 己 株 式	△2,607
貸倒引当金	△0	その他の包括利益累計額	2,311
資 産 合 計	135,772	その他有価証券評価差額金	2,330
		退職給付に係る調整累計額	△19
		純 資 産 合 計	126,234
		負債及び純資産合計	135,772

連結損益計算書

(2020年1月1日から
2020年12月31日まで)

(単位：百万円)

科 目		金 額	
売上高	43,515		
売上原価	32,192		
売上総利益	11,323		
販売費及び一般管理費	9,027		
営業利益	2,296		
営業外収益			
受取利息	779		
受取配当金	307		
不動産賃貸収入	600		
売却電気の収入	568		
営業外費用	131		2,389
支払利息	7		
支払不動産賃借料	270		
支払上場割引	209		
売却替電の費用	150		
経常利益	208		
特別利益	7		854
固定資産売却益			3,830
投資有価証券売却益	1		
特別損失	204		206
固定資産処分損	3		
投資有価証券売却損	105		
投資有価証券評価損	174		
税金等調整前当期純利益			282
法人税、住民税及び事業税	1,234		3,753
法人税等調整額	△88		1,146
当期純利益			2,607
親会社株主に帰属する当期純利益			2,607

連結株主資本等変動計算書

(2020年1月1日から
2020年12月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
2020年1月1日残高	7,000	3,568	114,467	△2,607	122,427
連結会計年度中の変動額					
剰 余 金 の 配 当			△1,111		△1,111
親会社株主に帰属する 当期純利益			2,607		2,607
自己株式の取得				△0	△0
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額(純額)					
連結会計年度中の変動額合計	－	－	1,495	△0	1,495
2020年12月31日残高	7,000	3,568	115,962	△2,607	123,922

	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額			純 資 産 合 計
	その他有価証券 評価差額金	退職給付に係る 調整累計額	そ の 他 の 包 括 利益累計額合計	
2020年1月1日残高	2,649	△160	2,488	124,916
連結会計年度中の変動額				
剰 余 金 の 配 当				△1,111
親会社株主に帰属する 当期純利益				2,607
自己株式の取得				△0
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額(純額)	△318	141	△177	△177
連結会計年度中の変動額合計	△318	141	△177	1,317
2020年12月31日残高	2,330	△19	2,311	126,234

連 結 注 記 表

(2020年1月1日から
2020年12月31日まで)

1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記

(1) 連結の範囲に関する事項

① 連結子会社の数及び連結子会社の名称

連結子会社の数 4社

連結子会社の名称 サンポット株式会社

株式会社大阪テクノクラート

株式会社インサイトエナジー

サンポットエンジニアリング株式会社

② 主要な非連結子会社の名称

長府機工株式会社

(連結の範囲から除いた理由)

非連結子会社は、小規模であり、総資産、売上高、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等は、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないためであります。

(2) 持分法の適用に関する事項

① 持分法を適用した非連結子会社及び関連会社の数及び主要な会社等の名称

該当事項はありません。

② 持分法を適用しない主要な非連結子会社及び関連会社の名称等

長府機工株式会社

(持分法を適用しない理由)

持分法を適用していない非連結子会社または関連会社は、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性がないため持分法の適用範囲から除外しております。

(3) 会計方針に関する事項

① 資産の評価基準及び評価方法

イ 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

時価のあるもの …決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

時価のないもの …移動平均法による原価法

ロ 棚卸資産の評価基準及び評価方法

製品、商品、貯蔵品…当社は、先入先出法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）、連結子会社は主として移動平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

原材料、仕掛品 …当社は、先入先出法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）、連結子会社は主として個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

② 固定資産の減価償却の方法

イ 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法（ただし、1998年4月1日以後に取得した建物（附属設備を除く）並びに2016年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法）を採用しております。

ロ 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（3年～5年）に基づく定額法を採用しております。

ハ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

③ 重要な引当金の計上基準

イ 貸倒引当金

売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

ロ 賞与引当金

従業員の賞与支給に備えるため、支給見込額のうち当連結会計年度に負担すべき額を計上しております。

ハ 製品補償損失引当金

製品補償に係る損失に備えるため、当該見込額を計上しております。

④ その他連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項

イ 退職給付に係る負債の計上基準

退職給付に係る負債は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における見込額に基づき、退職給付債務から年金資産の額を控除した額を計上しております。

数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（５～１０年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理しております。

なお、退職給付債務の算定に当たり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

一部の連結子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

ロ 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式を採用しております。

2. 追加情報

（新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響に関する会計上の見積り）

新型コロナウイルス感染症による当社グループへの影響は、収束時期の見通しが不透明な状況にありますが、連結計算書類作成時点においては、当連結会計年度末の会計上の見積りに大きな影響を与えるものではないと想定しております。

なお、今後の新型コロナウイルス感染症の経済活動への影響等には不確定要素も多いため、想定に変化が生じた場合、当社グループの財政状態、経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

3. 連結貸借対照表に関する注記

- (1) 有形固定資産の減価償却累計額 35,227百万円
- (2) 有形固定資産の圧縮記帳額

建物及び構築物	169百万円
機械装置及び運搬具	57百万円
土地	778百万円
その他	2百万円
- (3) 連結会計年度末日満期手形（期日現金を含む）の会計処理については、手形交換日をもって決済処理をしております。なお、当連結会計年度の末日が金融機関の休日であったため、次の連結会計年度末日満期手形（期日現金を含む）が連結会計年度末残高に含まれております。

受取手形及び売掛金	282百万円
支払手形及び買掛金	310百万円

4. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

- (1) 当連結会計年度末における発行済株式の種類および総数

普通株式	35,980,500株
------	-------------
- (2) 配当に関する事項
 - ① 配当支払金額

決 議	株 式 の 種 類	配 当 金 の 総 額	1 株 当 た り 配 当 額	基 準 日	効 力 発 生 日
2020年3月27日 定時株主総会	普通株式	555百万円	16円	2019年 12月31日	2020年 3月30日
2020年8月4日 取締役会	普通株式	555百万円	16円	2020年 6月30日	2020年 8月20日

- ② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの
2021年3月26日開催の定時株主総会の議案として、普通株式の配当に関する事項を次のとおり提案しております。

・ 配当金の総額	555百万円
・ 1株当たり配当額	16円
・ 基準日	2020年12月31日
・ 効力発生日	2021年3月29日

5. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については原則として信用力の高い金融機関に対する預金や安全性の高い債券等に限定し、また、資金調達については銀行借入による方針です。

② 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては、当社グループの与信管理規程に則り、取引先ごとの期日管理及び残高管理を行うとともに、主な取引先の信用状況を定期的にモニタリングし、財務状態等の悪化による貸倒懸念の早期把握と軽減を図っております。

有価証券及び投資有価証券である株式及び債券については、発行会社の信用リスク、市場価格の変動リスクに晒されております。これらについては、定期的に時価や発行体の財務状況の把握を行い、継続的に保有状況の見直しを行っております。

営業債務である支払手形及び買掛金並びに未払金は、1年以内の支払期日です。

短期借入金には主に営業取引に係る運転資金の調達であり、短期の国内市場の金利状況を反映した変動金利での資金調達を行っております。

営業債務及び借入金は、流動性リスクに晒されていますが、当社グループでは、毎月及び適時に資金繰計画を作成するなどの方法により管理しております。

③ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2020年12月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません（（注）2．参照）。

	連結貸借対照表 計上額（百万円）	時 価 （百万円）	差 額 （百万円）
(1) 現金及び預金	4,271	4,271	－
(2) 受取手形及び売掛金	9,060	9,060	－
(3) 有価証券及び投資有価証券	91,035	91,035	－
資産計	104,367	104,367	－
(4) 支払手形及び買掛金	4,191	4,191	－
(5) 未払金	778	778	－
負債計	4,969	4,969	－

（注）1．金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

資産

(1) 現金及び預金、(2) 受取手形及び売掛金

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(3) 有価証券及び投資有価証券

これらの時価について、株式等は取引所の価格によっており、債券は取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。

負債

(4) 支払手形及び買掛金、(5) 未払金

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

2．時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

区 分	連結貸借対照表計上額（百万円）
非上場株式	185

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから「(3) 有価証券及び投資有価証券」には含めておりません。

6. 賃貸等不動産に関する注記

当社では、東京都、福岡県その他の地域において、賃貸収益を得ることを目的として賃貸オフィスビル等を保有しております。なお、賃貸オフィスビルの一部については、当社が使用しているため、賃貸等不動産として使用される部分を含む不動産としております。

これら、賃貸等不動産及び賃貸等不動産として使用される部分を含む不動産に関する連結貸借対照表計上額、当期増減額及び時価は、次のとおりであります。

(単位：百万円)

	連 結 貸 借 対 照 表 計 上 額			当 期 末 の 時 価
	前 期 末 残 高	当 期 増 減 額	当 期 末 残 高	
賃貸等不動産	3,034	△81	2,953	2,751
賃貸等不動産として使用される部分を含む不動産	4,167	△95	4,072	6,801

(注) 1. 連結貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額を控除した金額であります。

2. 当期増減額のうち、主な減少額は減価償却による減少であります。

3. 当連結会計年度末の時価は、主要な物件については社外の不動産鑑定士による不動産鑑定評価基準に基づく金額、その他の物件については重要性が乏しいことから、固定資産税評価額等の適切に市場価格を反映していると考えられる指標に基づく価格で算定したものであります。ただし、直近の評価時点から、一定の評価額や適切に市場価格を反映していると考えられる指標に重要な変動が生じていない場合には、当該評価額や指標を用いて調整した金額によっております。

また、賃貸等不動産及び賃貸等不動産として使用される部分を含む不動産に関する2020年12月期における損益は、次のとおりであります。

(単位：百万円)

	賃 貸 収 益	賃 貸 費 用	差 額	そ の 他
賃貸等不動産	229	82	147	－
賃貸等不動産として使用される部分を含む不動産	371	188	182	－

7. 1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額	3,633円75銭
1株当たり当期純利益	75円05銭

8. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

9. その他の注記

該当事項はありません。

貸借対照表

(2020年12月31日現在)

(単位：百万円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
流 動 資 産	17,502	流 動 負 債	5,045
現金及び預金	2,787	買掛金	1,989
受取手形	562	未払金	682
売掛金	3,913	未払費用	25
有価証券	5,444	預り金	1,044
商品及び製品	2,697	未払法人税等	660
仕掛品	517	製品補償損失引当金	45
原材料及び貯蔵品	1,119	賞与引当金	137
その他	463	役員賞与引当金	26
貸倒引当金	△3	その他	435
固 定 資 産	112,295	固 定 負 債	1,537
有 形 固 定 資 産	21,614	長期未払金	104
建築物	5,068	繰延税金負債	267
構築物	266	退職給付引当金	903
機械及び装置	2,080	長期預り敷金	262
車両運搬具	13	負 債 合 計	6,583
工具器具及び備品	144	純 資 産 の 部	
土地	13,984	株 主 資 本	120,877
リース資産	1	資 本 金	7,000
建設仮勘定	55	資 本 剰 余 金	3,568
無 形 固 定 資 産	137	資本準備金	3,552
ソフトウェア	114	その他資本剰余金	15
その他	22	利 益 剰 余 金	112,916
投資その他の資産	90,543	利益準備金	753
投資有価証券	85,452	その他利益剰余金	112,163
関係会社株式	4,428	特別償却準備金	224
長期貸付金	314	退職給与積立金	520
保険積立金	230	別途積立金	87,562
差入保証金	79	繰越利益剰余金	23,856
その他	39	自 己 株 式	△2,607
貸倒引当金	△0	評価・換算差額等	2,337
資 産 合 計	129,798	その他有価証券評価差額金	2,337
		純 資 産 合 計	123,214
		負債及び純資産合計	129,798

損 益 計 算 書

(2020年1月1日から
2020年12月31日まで)

(単位：百万円)

科 目		金 額	
売上	高価		33,528
売上	原価		24,870
売上	総利		8,657
販売費及び一般管理費	益		6,594
営業	業外		2,063
営業	受取	2	
受有価証券	利息	777	
受取配当	金	374	
不動産賃貸	収入	600	
売却電	入	568	
その他	他	104	2,428
営業	外		
支払	利	7	
売上	引	194	
不動産賃	割	270	
不為替	費	150	
売却電	差	208	
その他	費	1	832
経常	利		3,658
特別	利		
固定資産売却	益	1	
投資有価証券売却	益	204	206
特別	損		
固定資産処分	損	3	
投資有価証券売却	損	105	
投資有価証券評価	損	174	282
税引前当期純利益			3,582
法人税、住民税及び事業税		1,172	
法人税等調整額		△123	1,049
当期純利益			2,532

招集通知

事業報告

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

株主資本等変動計算書

(2020年1月1日から
2020年12月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本										
	資 本 金	資 本 剰 余 金					利 益 剰 余 金				
		資 本 金	資 本 金	そ の 他 資 本 金	資 本 金	利 益 剰 余 金	利 益 剰 余 金	利 益 剰 余 金	利 益 剰 余 金	利 益 剰 余 金	利 益 剰 余 金
2020年1月1日残高	7,000	3,552	15	3,568	753	451	520	87,562	22,207	111,495	
事業年度中の変動額											
特別償却準備金の取崩							△227		227	—	
剰 余 金 の 配 当									△1,111	△1,111	
当 期 純 利 益									2,532	2,532	
自己株式の取得											
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)											
事業年度中の変動額合計	—	—	—	—	—	—	△227	—	—	1,648	1,421
2020年12月31日残高	7,000	3,552	15	3,568	753	224	520	87,562	23,856	112,916	

	株 主 資 本		評価・換算差額等		純 資 産 計
	自己株式	株 主 資 本 合 計	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	評 価 ・ 換 算 差 額 等 計	
2020年1月1日残高	△2,607	119,456	2,630	2,630	122,086
事業年度中の変動額					
特別償却準備金の取崩		—			—
剰 余 金 の 配 当		△1,111			△1,111
当 期 純 利 益		2,532			2,532
自己株式の取得	△0	△0			△0
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)			△293	△293	△293
事業年度中の変動額合計	△0	1,420	△293	△293	1,127
2020年12月31日残高	△2,607	120,877	2,337	2,337	123,214

個別注記表

(2020年1月1日から
2020年12月31日まで)

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

① 子会社株式

移動平均法による原価法を採用しております。

② その他有価証券

時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。

時価のないもの

移動平均法による原価法を採用しております。

(2) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

製品、仕掛品、原材料…先入先出法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

(3) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法（ただし、1998年4月1日以後に取得した建物（附属設備を除く）並びに2016年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法）を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 3～50年

機械及び装置 4～17年

工具器具及び備品 2～20年

② 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては社内における利用可能期間（3年～5年）に基づく定額法を採用しております。

③ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(4) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

従業員の賞与支給に備えるため、支給見込額のうち当事業年度に負担すべき額を計上しております。

③ 役員賞与引当金

役員の賞与支給に備えるため、支給見込額のうち当事業年度に負担すべき額を計上しております。

④ 製品補償損失引当金

製品補償に係る損失に備えるため、当該見込額を計上しております。

⑤ 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（５年）による定額法により翌事業年度から費用処理することとしております。

(5) その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

① 退職給付に係る会計処理

退職給付に係る未認識数理計算上の差異の会計処理の方法は、連結計算書類におけるこれらの会計処理の方法と異なっております。

② 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式を採用しております。

2. 追加情報

(新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響に関する会計上の見積り)

新型コロナウイルス感染症による当社の影響は、収束時期の見通しが不透明な状況にあります。計算書類作成時点においては、当事業年度末の会計上の見積りに大きな影響を与えるものではないと想定しております。

なお、今後の新型コロナウイルス感染症の経済活動への影響等には不確定要素も多いため、想定に変化が生じた場合、当社の財政状態、経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

3. 貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額 30,803百万円

(2) 満期手形

期末日満期手形の会計処理については、手形交換日をもって決済処理しております。

なお、当事業年度の末日が金融機関の休日であったため、次の期末日満期手形が期末残高に含まれております。

受取手形 137百万円

(3) 関係会社に対する金銭債権債務

短期金銭債権 115百万円

短期金銭債務 14百万円

4. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

売上高 842百万円

仕入高 273百万円

営業取引以外の取引による取引高の総額 102百万円

5. 株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度の末日における自己株式の種類及び株式数

普通株式 1,241,138株

6. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
未払事業税	50百万円
賞与引当金	41
製品補償損失引当金	13
有価証券・投資有価証券評価損	432
退職給付引当金	275
その他	178
繰延税金資産小計	993
評価性引当額	△466
繰延税金資産合計	527
繰延税金負債	
特別償却準備金	△98
その他有価証券評価差額金	△687
その他	△8
繰延税金負債合計	△794
繰延税金資産負債の純額	△267

7. 関連当事者との取引に関する注記

重要性が乏しいため記載を省略しております。

8. 1株当たり情報に関する注記

- | | |
|----------------|-----------|
| (1) 1株当たり純資産額 | 3,546円82銭 |
| (2) 1株当たり当期純利益 | 72円91銭 |

9. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

10. その他の注記

該当事項はありません。

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2021年2月5日

株式会社 長府製作所
取締役会 御中仰星監査法人
大阪事務所指定社員 公認会計士 洪 誠 悟 印
業務執行社員
指定社員 公認会計士 平 塚 博 路 印
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社長府製作所の2020年1月1日から2020年12月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社長府製作所及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2021年2月5日

株式会社 長府製作所
取締役会 御中仰星監査法人
大阪事務所

指定社員 業務執行社員 公認会計士 洪 誠 悟 ㊞

指定社員 業務執行社員 公認会計士 平 塚 博 路 ㊞

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社長府製作所の2020年1月1日から2020年12月31日までの第67期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査等委員会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2020年1月1日から2020年12月31日までの第67期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

① 監査等委員会が定めた監査等委員会監査等の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実はありません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人仰星監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人仰星監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2021年2月5日

株式会社長府製作所 監査等委員会

常 勤 監 査 等 委 員 大 枝 明 ㊞

社 外 監 査 等 委 員 山 元 浩 ㊞

社 外 監 査 等 委 員 吉 村 猛 ㊞

以 上

株主総会参考書類

議案および参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

剰余金の処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

当社は、株主様への利益還元を最重要経営課題のひとつに掲げており、グループ全体として持続性のある高収益体質の確立を図り、成長に向けた投資への対応と財務体質の強化を行ないつつ、安定的な配当を実施することを基本方針といたしております。

当期の期末配当につきましては、上記基本方針のもと、以下のとおりといたしたいと存じます。

① 配当財産の種類

金銭といたします。

② 配当財産の割当てに関する事項およびその総額

当社普通株式1株につき金16円

なお、この場合の配当総額は、555,829,792円となります。

③ 剰余金の配当が効力を生じる日

2021年3月29日

第2号議案 取締役（監査等委員であるものを除く）9名選任の件

取締役（監査等委員であるものを除く）8名全員は本総会の終結の時をもって任期満了となります。つきましては、今後の経営体制の一層の強化を図るため1名増員し、取締役（監査等委員であるものを除く）9名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案については、監査等委員会からは、特段の意見はありません。

取締役（監査等委員であるものを除く）候補者は、次のとおりであります。

候補者 番 号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当 社株式の数
1	かわ かみ やす お 川 上 康 男 (1946年12月21日生)	1971年 2 月 当社入社 1985年 3 月 当社取締役東京営業所長 1987年 3 月 当社取締役宇都宮工場長 1997年12月 当社代表取締役社長 2012年 3 月 当社代表取締役会長（現任）	300,010株
2	たね だ きよ たか 種 田 清 隆 (1955年 2 月 3 日生)	1979年 3 月 当社入社 2008年 3 月 当社取締役技術部長 2014年 4 月 当社常務取締役 2018年 5 月 当社専務取締役 2019年 3 月 当社代表取締役社長（現任）	3,200株
3	なか むら しゅう いち 中 村 修 一 (1955年 9 月 26日生)	1978年 3 月 当社入社 2010年 3 月 当社取締役滋賀工場営業部長 2010年 4 月 当社取締役滋賀工場長 2014年 3 月 当社取締役宇都宮工場長 2014年 4 月 当社常務取締役（現任）	3,200株
4	わ だ たけし 和 田 健 (1957年 4 月 28日生)	1982年 3 月 当社入社 2013年 3 月 当社取締役営業部長 2015年 3 月 当社取締役営業部長兼福岡支店長 2016年 3 月 当社取締役営業部長 2021年 2 月 当社取締役（現任） サンポット(株)出向（現任）	3,000株
5	え がわ よし あき 江 川 芳 明 (1957年10月 8 日生)	1982年 1 月 当社入社 2014年 3 月 当社取締役製造部長 2014年 4 月 当社取締役製造本部長（現任）	1,900株
6	はやし てつ ろう 林 徹 郎 (1960年 8 月 21日生)	1985年 4 月 当社入社 2014年 3 月 当社取締役東京支店長（現任）	2,900株

候補者 番 号	氏 名 (生 年 月 日)	略 歴、地 位、担 当 およ び 重 要 な 兼 職 の 状 況	所有する当 社株式の数
7	かわ 川 かみ 上 やす 康 ひろ 弘 (1962年7月1日生)	2004年10月 当社入社 2014年3月 当社取締役総務部長 2017年2月 当社取締役滋賀工場長 2021年2月 当社取締役営業部長（現任）	6,400株
8	※ み 三 く 久 ぼ 保 ただ 忠 とし 俊 (1966年1月14日生)	1995年3月 当社入社 2016年3月 当社滋賀工場営業部長 2018年1月 当社滋賀工場営業部長兼大阪支店長 2019年6月 当社宇都宮工場営業部長（現任）	100株
9	※ にし 西 じま 島 かず 一 ゆき 幸 (1970年1月1日生)	1994年4月 当社入社 2017年3月 (株)大阪テクノクラート出向 同社常務取締役 2018年10月 当社部長待遇（現任） (株)大阪テクノクラート出向 同社常務取締役（現任）	0株

(注) 1. ※印は、新任の取締役候補者であります。

2. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。

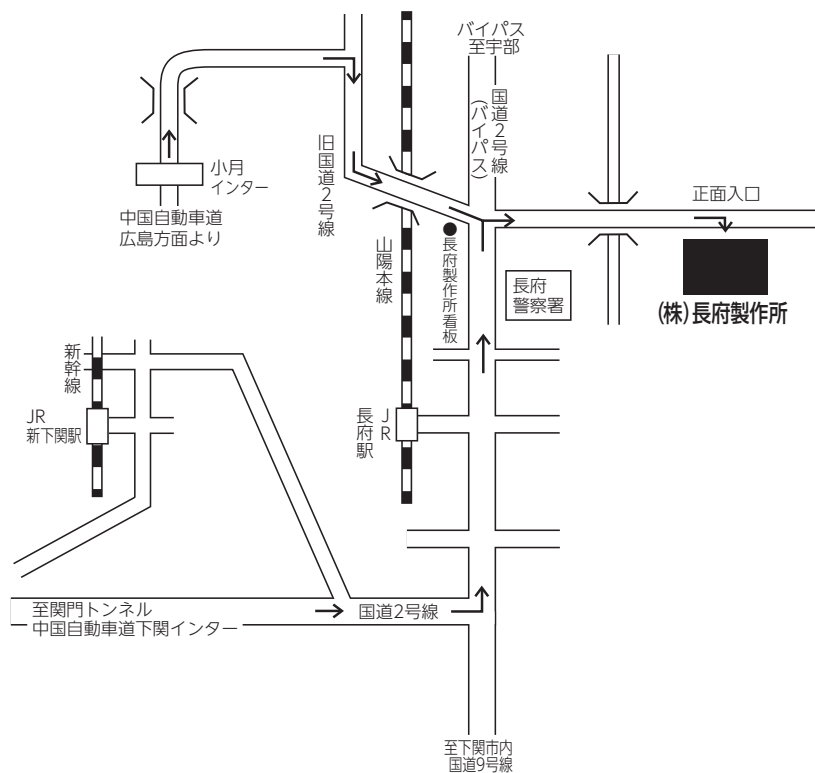
3. 取締役候補者とした理由

- ・川上康男氏は、1997年より当社社長に就任し、現在は、当社会長および子会社サンボット(株)取締役として、当社グループ全般を統括していることから、経営に必要となる、十分な知識、経験を有しており、引き続き当社取締役として職務を適切に遂行できると判断したためであります。
- ・種田清隆氏は、2019年より当社社長に就任し、当社社長として当社の業務全般を統括していることから、当社経営に必要となる、十分な知識、経験を有しており、引き続き当社取締役として職務を適切に遂行できると判断したためであります。
- ・中村修一氏は、当社常務取締役として、東日本エリアの業務全般を統括していることから、当社経営に必要となる、十分な知識、経験を有しており、引き続き当社取締役として職務を適切に遂行できると判断したためであります。
- ・和田健氏は、当社取締役として、子会社サンボット(株)の業務全般を統括していることから、当社経営に必要となる、十分な知識、経験を有しており、引き続き当社取締役として職務を適切に遂行できると判断したためであります。
- ・江川芳明氏は、当社取締役として、生産部門全般を統括していることから、当社経営に必要となる、十分な知識、経験を有しており、引き続き当社取締役として職務を適切に遂行できると判断したためであります。

- ・ 林徹郎氏は、当社取締役として、首都圏エリアの営業を統括していることから、当社経営に必要となる、十分な知識、経験を有しており、引き続き当社取締役として職務を適切に遂行できると判断したためであります。
 - ・ 川上康弘氏は、当社取締役として、西日本エリアの営業を統括していることから、当社経営に必要となる、十分な知識、経験を有しており、引き続き当社取締役として職務を適切に遂行できると判断したためであります。
 - ・ 三久保忠俊氏は、当社宇都宮工場営業部長として、東日本エリアの営業を統括していることから、当社経営に必要となる、十分な知識、経験を有しており、当社取締役として職務を適切に遂行できると判断したためであります。
 - ・ 西島一幸氏は、子会社(株)大阪テクノクラートの常務取締役として、同社の業務全般を統括していることから、当社経営に必要となる、十分な知識、経験を有しており、当社取締役として職務を適切に遂行できると判断したためであります。
4. 当社は、役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる損害賠償金などを当該保険契約により填補することとしております。各候補者は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、次回更新時には同内容での更新を予定しております。

以 上

株主総会会場ご案内略図



- ・ 下関インターより当社まで 約 8 km
- ・ 小月インター 〃 約 6 km
- ・ J R (新幹線)新下関駅 〃 約 8 km
- ・ J R 長府駅 〃 約 1.5km